

都市税源の充実強化等に関する提言・要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 地方分権型社会に対応した地方税体系の構築

(1) 国・地方の税源配分の当面「5：5」の実現と偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 都市自治体が行う福祉、医療、教育など、市民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少なく安定的な地方税体系を早急に構築すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に際し地方の主体的参画の仕組みの構築

地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が主体的に制度設計に参画する仕組みを構築すること。

2. 個人住民税の充実確保

個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

3. 固定資産税等の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税の大宗をなしている重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図るため、商業地等にかかる負担水準は当該年度評価額の70%を上限とするなど、現行制度を堅持すること。

(2) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基

本としていることから、司法研修所、税務大学校等の国有資産並びに水道事業用、公共下水道終末処理場に供する土地や家屋など現在対象となっていない固定資産について交付金措置をすること。

- (3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。

また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

4. 諸税の課税制度の見直し及び充実確保

- (1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。
- (2) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- (3) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5. 地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

6. 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方主権改革のより一層の推進のため、事務配分を抜本的に見直したうえで、事務配分に見合った税制上の特例措置を講じること。

7. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう見直しを行うこと。
- (2) 国税連携における所得税確定申告書データの都市自治体への提供については、課税事務に支障を来さぬよう年度末までに提供すること。
- (3) 日本年金機構から都市自治体へ提供される個人住民税の公的年金に係る特別徴収対象者情報等の提供時期については、6月初めに納税者に税額通知をするため、現状より前倒しして提供すること。
- (4) 軽自動車税の課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

8. 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が地方議会において十分に確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。